

仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下 中央病院）が発注する、無停電電源装置蓄電池更新業務に適用するものであり、本仕様書に明記なき一般事項については、甲乙協議により決定するものとする。

(修繕業務の目的)

第2条 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院に設置する無停電電源装置（CVCF：200kVA LFT2000-C 富士電機株式会社製）のバッテリー及びバッテリー盤新設と消耗定期交換部品の交換を行う。

(施工場所)

第3条 本修繕業務の施工場所は次のとおりである。
山梨県甲府市富士見一丁目1番1号 山梨県立中央病院内 4階サブ変電室

(施工内容)

第4条 本業務の内容は次のとおりである。

既設の無停電電源装置（CVCF）の付表1「バッテリー交換及び部品納品」について、交換及び納品を行い、安定した電力の供給を行うものとする。また、施工に際しては、既設の無停電電源装置（CVCF）及び負荷機器の動作に支障を与えてはならない。

2 業務仕様

- (1) 作業前開始前に保守バイパス給電の切換を実施し、負荷側に対して停電が生じないよう十分な措置を講ずること。
- (2) バッテリー及び電磁接触器は、本工事に合わせて製造、調達したものを納入するものとする。また、納入に際しては、業務等に支障を生じさせないよう十分配慮すること。
- (3) 各機器の据付は所定の位置に確実、堅牢、美麗に実施するものとし、体裁よく仕上げること。
- (4) 作業中は、バッテリーの短絡等が生じないよう十分な配慮をすること。
- (5) 交換対象の既設バッテリーは撤去すること。
- (6) 交換作業で撤去する部品・部材等は、受注者の責任において適切な処理で処分すること。
- (7) 作業中に、既設の無停電電源装置（CVCF）の動作に不具合が生じた場合は、速やかに復旧すること。
- (8) バッテリー交換後、当該装置製造会社の技術者において既設の無停電電源装置（CVCF）の本体及び整流器ユニットの試験、調整（バッテリー充電電圧調整を含む）を実施し、正常かつ安定に動作することを確認すること。また、交換後、バッテリーは精密機器（BSC：バッテリースーパーチェッカー等）を使用して電圧及び放電特性を確認すること。

3 産業廃棄物処分

本業務で発生した産業廃棄物及びそれらに類するものは、すべて請負者が処分するものとする。

(施工の原則)

第5条 本業務の実施に当たっては、仕様書、請負契約書に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑問が生じたときには監督員と協議しなければならない。

(施工条件)

第6条 施工期間中、作業は原則、土日祝日の昼間とし、院内の電力使用状況については常に配慮を行う

ものとする。整備ならびに試運転に必要な電力、水、ガス等は発注者が無償で支給するものとする。

(作業場の留意点)

第7条 下記の点に留意し、作業を行うものとする。

- 1 作業を行う前に監督員と綿密な打合せを行うこと。
- 2 作業は他の機器や設備に損害を与えないように行うこと。
- 3 試験点検で使用する機器等については、全て請負者が用意すること。
- 4 試験点検中に部品の破損、紛失等が生じた場合は、請負者の責により取替を行うこと。
- 5 作業の結果不具合を発見した場合は、監督員と協議し、軽微なものについては修理、調整を行うこと。
- 6 本特記仕様書に記されていない事項であっても、装置の機能上当然必要とされる点検試験等については行うこと。
- 7 安全対策には万全を期すこと。
- 8 作業実施日については、監督員と協議するものとする。

(保証期間)

第8条 本業務における工事対象機器の保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日から1年とする。保証期間中に故障が生じた場合で、その故障が明らかに請負者の責に帰す材料、設計、製作または施工工事の欠陥に起因すると両者が判断したときは、請負者は無償で遅延なく本機の修理もしくは改造又は原契約に基づく条件で部品の納入を行うものとする。

但し、保証期間であっても、消耗品、流用した部品の不具合、この部品が原因となった故障及び災害等不可抗力または不法行為が原因となった故障、損傷についてはこの限りでない。代表的な消耗品は次のとおりとする。

(届出・手続き等)

第9条 本工事に必要な各種申請、届け出、手続き等は協議の上行うものとし、各種申請、届け出に伴う図表等資料の作成については受注者が行うこと。また、これに要する費用は原則として受注が負担すること。

(作業時間)

第10条 工事の作業時間は、原則として執務時間に準ずるものとするが、やむを得ない執務時間外若しくは休祭日に作業を行う場合は、事前に発注者に承認を受けること。また工事を実施する上で予定時間の変更が生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。

(工事完成図面の納品)

第11条 請負者は原則として、次の書類を業務報告書として提出しなければならない。

- 1 施工計画書
- 2 実績工程表
- 3 機器取扱説明書
- 4 写真帳
- 5 履行報告書

上記について必要のない項目については、協議の上省略することができるものとする。

「バッテリー及び納品部品」

付表 1

品 名	仕 様	数 量
1. バッテリー 型式：FPX12380	C V C F 仕様 ・ 定格出力電圧：200V ・ 定格出力容量：200kVA ・ 定格負荷力率：0.8（遅れ） ・ バックアップ時間：定格10分以上 ・ 制御弁式蓄電池相当 ・ 期待寿命：5年以上	160 式
2. 83 電磁接触器納品	型式：66WN-3BD-A2（相当品）	1 式